

令和7年9月4日制定
施設環境部長決定

宮崎大学における余裕期間制度を活用する工事に係る取扱いについて

「文部科学省直轄工事における余裕期間制度の活用について（通知）（元施企第32号、令和2年3月3日）」に示す余裕期間制度を、宮崎大学（以下、「本学」とする）の発注工事に活用する場合においては、下記のとおり取扱うこととする。

記

- ・ 余裕期間制度を適用する工事は、原則として、発注者（本学）側の都合により着工時期に制限があり、工事契約後すぐに現場作業ができない期間がある工事を対象とする。
 - ・ 余裕期間内にできる作業の例は、以下の通りとする。
 - ・ 労働者の確保
 - ・ 現場に搬入しない資材等の準備*
 - ・ 現場の下見
 - ・ 図面、書類等の確認、作成等
 - ・ 上記の作業に係る、関係者との調整
 - ・ 余裕期間中の現場に搬入しない資材等の準備については受注者の責により行うものとする。
- * ただし、準備にあたり、現場の調査や監督職員の承諾が必要な資材等については、準備を行ってはならない。（監督職員の承諾が必要な資材等については、設計図書中に示すものとする。）

以上

附則

この取扱いは、令和7年9月4日から適用する。

元施企第32号
令和2年3月3日

大臣官房会計課長
大臣官房文教施設企画・防災部長
国立教育政策研究所長 殿
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
文化庁長官

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課契約情報室長 瀬戸 信太郎
(公印省略)

文部科学省直轄工事における余裕期間制度の活用について（通知）

公共工事等の実施の時期の平準化については、令和元年6月14日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「品確法」という。）において、必要な措置を講じることが発注者の責務として定められたところ
です。

また、令和2年1月30日に品確法第22条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針」が改正され、発注関係事務を適切に実行するための取組のひとつとして、適正な工期設定の対応が求められています。

については、適正な工期の設定により施工時期の平準化を推進するため、文部科学省直轄工事において余裕期間制度を活用することとし、別添のとおり実施要領を定めましたので通知します。

なお、この通知は、令和2年3月3日以降に入札公告等を行う工事から適用します。

担 当：施設企画課契約情報室契約係
電 話：03-5253-4111（内線 2308）

余裕期間制度の活用における実施要領

1 目的

本要領は、文部科学省直轄工事において、工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることにより、計画的な発注による施工時期の平準化や受注者における効率的で円滑な施工時期の選択を促進するため、余裕期間制度を積極的に活用することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「余裕期間」とは、契約の締結から工事の始期までの期間であること。
- (2) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (3) 「余裕期間制度」とは、契約ごとに、工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度であること。

3 対象工事

令和2年3月3日以降に入札公告等を実施する文部科学省直轄工事に適用する。
ただし、工事の目的、施工条件等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4 余裕期間制度の方法等

余裕期間には次の方式があり、契約ごとに工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。

- (1) 発注者指定方式
発注者が工事の始期をあらかじめ指定する方式
- (2) 任意着手方式
受注者が工事の始期を余裕期間内で選択できる方式

5 余裕期間内の監理技術者配置等について

余裕期間を設定した場合における監理技術者等の配置については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月8日付け15施企第33号大臣官房文教施設部施設企画課監理室長事務取扱施設企画課長送付）三（2）の監理技術者等の専任期間を参照すること。

上記運用マニュアルにおいて、フレックス工期を採用した場合の取扱いが定められているところであるが、余裕期間を設定した場合も同様に、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、余裕期間内は、監理技術者等の配置を要しないことに留意する。

また、余裕期間内は、工事の着手を行ってはならない。

「監理技術者制度運用マニュアル」【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

<中略>・・・

なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続き上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

6 対象工事である旨の明示等について

- (1) 対象工事である旨の明示等は、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (2) 入札公告及び入札説明書への記載は、別記1の入札説明書等記載例によるものとする。
- (3) 現場説明書への記載は、別記2の現場説明書記載例によるものとする。
- (4) 工事請負契約書への記載は、別記3の工事請負契約書記載例によるものとする。

7 工期について

(1) 発注時の設定（全方式共通）

当該工事の工期を算出し、その工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を追加した全体工期日数を算出する。

(2) 当初契約時点の設定

1) 発注者指定方式

発注者が工事の始期をあらかじめ指定しているため、工事の始期までの間は、余裕期間となる。

2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択し決定する。工期は、受注者が決定した工事の始期から発注者が指定する工事日数を加えたものが工期となる。受注者が決定した工事の始期までの間は、余裕期間となる。

(別記1) 入札説明書等記載例

○. 工事概要

(○) 工期

＜発注者指定方式の場合に記載＞

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

【注：発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。】

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

【注：↑工事の始期の前日に記載する。】

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

＜任意着手方式の場合に記載＞

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式○により工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

【注：発注者が指定する実工事期間を記載する。】

（ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

【注：↑工事を開始しなければならない最終日を記載する。】

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

○・競争参加資格

（○）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

<発注者指定方式の場合に記載>

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

<任意着手方式の場合に記載>

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

○・入札保証金及び契約保証金

（○）契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、支出負担行為担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

【注：「なお、…」以降について、余裕期間対象工事の場合に記載する。】

（別記2）現場説明書記載例

○. その他

（○）工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以

内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。なお、技術者の従事期間は、余裕期間を含まないものとする。

【注：「なお、…」以降について、余裕期間対象工事の場合に記載する。】

（○）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

【注：現場説明書の記載を以下に変更する。】

- ① 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- ② 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者の工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

（○）余裕期間

＜発注者指定方式の場合に記載＞

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

【注：発注者が指定する工事の始期及び終期を記載する。】

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）

【注：↑工事の始期の前日を記載する。】

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合

には、余裕期間は適用しない。

<任意着手方式の場合に記載>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式〇により工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

【注：発注者が指定する実工事期間を記載する。】

（ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

【注：↑工事を開始しなければならない最終日を記載する。】

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

（別記3）工事請負契約書記載例

第〇条 請負代金は、金〇〇〇〇〇円【請負代金額の10分の4】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。ただし、本契約書記載の工事の着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。

【注：「ただし、…」以降について、余裕期間対象工事の場合に記載する。】

(別記様式○)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

○ ○ ○ ○ 様

住所

法人等名

代表者等氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (○○○日間) 令和 年 月 日まで

※本通知書は、契約書の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知のあった工期（工事の始期及び終期）を記載する。

(1) 発注者指定方式：発注者が工事の始期をあらかじめ指定する方式



(2) 任意着手方式：受注者が工事の始期を余裕期間内で選択できる方式

